

第二十五条の五 令第二十七条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の六 令第二十七条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の七 法第二十四条の三第一項の規定に基づき施設給付決定（同条第四項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害児に関する障害児施設給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況
- 五 当該申請に係る指定施設支援の具体的内容

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 一 負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類
  - 二 障害児施設医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療をいう。以下同じ。）を行う指定施設支援に係る申請を行う場合にあつては、障害児施設医療負担上限月額（令第二十七条の十一第一項に規定する障害児施設医療負担上限月額をいう。以下同じ。）及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（令第五十条の二第二項の規定により読み替えられた場合にあつては、生活療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。）に係るものを含む。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類
  - 三 当該申請を行う障害児の保護者が現に施設給付決定を受けている場合には、当該施設給付決定に係る施設受給者証（法第二十四条の三第六項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）都道府県は、前二項に規定するもののほか、次条第一号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。
- 施設給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる書類を都道府県に提出しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

前項の書類の提出を受けた都道府県は、負担上限月額等（負担上限月額、障害児施設医療負担上限月額及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）を変更する必要があると認めるときは、施設給付決定保護者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

前項の規定により施設受給者証の提出を受けた都道府県は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該施設給付決定保護者に返還するものとする。

施設給付決定保護者は、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に施設受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

- 一 当該届出を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び施設給付決定保護者との続柄
- 三 第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は負担上限月額等の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容
- 四 その他必要な事項

前項の届出書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

都道府県は、施設受給者証を破り、汚し、又は失つた施設支給決定保護者から、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、受給者証の再交付の申請があつたときは、施設受給者証を交付しなければならない。

前項の申請をしようとする施設支給決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び施設給付決定保護者との続柄
- 三 申請の理由

施設受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその施設受給者証を添えなければならない。

施設受給者証の再交付を受けた後、失つた施設受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。

第二十五条の八 法第二十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
  - 二 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況
  - 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児施設給付費の受給の状況
  - 四 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等の受給の状況
  - 五 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前二号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
  - 六 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定施設支援の利用に関する意向の具体的内容
  - 七 当該申請に係る障害児の置かれている環境
  - 八 当該申請に係る指定施設支援の提供体制の整備の状況
  - 九 都道府県は、施設給付決定を行ったときは、負担上限月額等を変更があつたときも、同様とする。
  - 十 法第二十四条の三第五項に規定する厚生労働省令で定める期間は、施設給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる指定施設支援の種類別に於て、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。
- 一 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合を除く。）（三年）
  - 二 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合に限る。）（一年）